	の下欄に掲げる文言、別表第四に掲げる文言並びに次条及び第三十六条の三の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言	いために表示する文言
第三十六条第三項	別表第一に掲げる文言の一以上、別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一以上）及び別表第三に掲げる文言	別表第五に掲げる文言の一以上及び別表第六に掲げる文言
第四項各号列記以外の部分	別表第一、別表第二及び別表第三	別表第五及び別表第六
第四項第一号	別表第一に掲げる文言の一を表示し、又は別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一）及び別表第三に掲げる文言	別表第五に掲げる文言の一又は別表第六に掲げる文言
第五項	別表第一に掲げる文言の一を表示すること	別表第五に掲げる文言の一を表示すること
第七項	別表第一、別表第二及び別表第三	別表第五及び別表第六
第八項	別表第一に掲げる文言の二以上又は別表第二に掲げる文言の二以上（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこに限る。）	別表第五に掲げる文言の二以上